

第205回宮城県都市計画審議会議事録

第205回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和5年8月22日（火）
午後2時から午後4時まで
場 所：県行政庁舎4階 庁議室
(We b 併用)

○次第

- 1 開 会
- 2 報 告
第204回宮城県都市計画審議会議案の処理について
- 3 議案審議（5件）
議案第2390号 特殊建築物の敷地の位置について
議案第2391号 志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
議案第2392号 登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
議案第2393号 栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
議案第2394号 大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

阿留多伎眞人	尚綱学院大学名誉教授
志水田鶴子	仙台白百合大学准教授
千葉琢夫	宮城県住宅供給公社常務理事
増田聡	東北大学大学院経済学研究科教授
山田理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長
吉田朗	東北芸術工科大学教授
前島明成	農林水産省東北農政局長（代理）
石谷俊史	国土交通省東北運輸局長（代理）
山本巧	国土交通省東北地方整備局長（代理）
原幸太郎	宮城県警察本部長（代理）
伊藤康志	宮城県市長会会長（大崎市長）（代理）
齋清志	宮城県町村会会長（大河原町長）
遠藤隼人	宮城県議会議員
佐々木功悦	宮城県議会議員
赤間次彦	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）
色川晴夫	宮城県町村議会議長会会長（松島町議会議長）

（以上16名、敬称略）

○審議結果

- ・議案第2390号 特殊建築物の敷地の位置について
- ・議案第2391号 志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- ・議案第2392号 登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- ・議案第2393号 栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- ・議案第2394号 大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

【議決】 原案を承認する。

1 開 会

○事務局（工藤総括） ただいまから第205回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（工藤総括） 議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧下さい。農林水産省東北農政局長の前島明成（まえじま・あきなり）委員です。続きまして、国土交通省東北運輸局長の石谷俊史（いしや・としふみ）委員です。なお、石谷委員におかれましては、御都合により遅れる旨の御連絡をいただいております。続きまして、宮城県町村会会長の齋清志（さい・きよし）委員です。最後に宮城県町村議会議長会の色川晴夫（いろかわ・はるお）委員です。

続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、15名の委員の御出席をいただいております。定足数の十名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様には3点お願いがございます。Web会議システムで参加されている委員の皆様には、注意事項を記載した資料を送付しておりますので、そちらを御覧ください。1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言の時以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後には再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

続きまして、本日の配付資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で9種類ございます。座席図、委員名簿、議案書、議案書別冊、参考資料、報告資料、都市計画審議会条例、宮城県都市計画審議会議事運営規則、最後に第204回審議会議事録でございます。よろしいでしょうか。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、増田会長、よろしくをお願いいたします。

（2）議事録署名人の指名

○増田議長 それでは、本日もよろしくをお願いいたします。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。千葉琢夫委員と佐々木巧悦委員をお願いいたします。

2 報告（第204回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○増田議長 続きまして、第204回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、前回議案の処理について報告いたします。お手元の議案書2ページを御覧ください。

前回、第204回審議会におきましては、議案第2386号から第2389号までの4件を御審議いただきました。これら議案につきましては、処理結果に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。以上でございます。

○増田議長 今の報告について、何か御質問等はございますか。よろしいでしょうか。前回の議案については、予定通り処理が終わったという報告でした。それでは、以上で第204回の審議会における議案の処理状況の報告について、終わりにしたいと思います。

3 議案審議

○増田議長 続きまして、議案の審議に入ります。本日の議案は、議案第2390号、議案第2391号、議案第2392号、議案第2393号、議案第2394号の5件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2390号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2390号 特殊建築物の敷地の位置について

○事務局（高橋建築宅地課長） 建築宅地課からは、議案第2390号「特殊建築物の敷地の位置について」御説明をいたします。「議案書」の3ページを御覧ください。この議案は、建築基準法第51条ただし書の規定により、特殊建築物の位置について、御審議いただくものです。

4ページをお開きください。まず、都市計画区域内において、同法第51条では、今回対象となっている産業廃棄物処理施設や、卸売市場などの「特殊建築物」は、都市計画でその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならないとされております。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではありません。この度、栗原市内において、産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設の増築の許可申請がありましたので、都市計画上の支障の有無について御審議いただくものでございます。

表をご覧ください。御審議いただく「施設名称」は、「高森 RCS」、「建築主住所・氏名」は、「栗原市築館字上高森49番地5 有限会社築館クリーンセンター 代表取締役 柏木 裕(かしわぎ・ゆたか)」でございます。「敷地の位置」は、「栗原市築館字上高森61番44、61番45、61番74」で、「敷地面積」は「17,956平方メートル」、「用途地域」は「指定な

し」でございます。

次に「建築物」の欄を御覧ください。「用途」は「産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設」です。「工事種別等」は増築です。この敷地においては、平成5年に同法第51条ただし書の許可を受け、産業廃棄物の焼却施設の操業を開始しております。平成6年に管理事務所を建築するために都市計画法による開発許可を受け、建築物や施設の増築を行いながら営業していましたが、焼却施設の老朽化に伴い、平成28年に廃止しております。敷地内の既存処理施設A棟は、平成31年に、建築基準法第51条ただし書の許可を取得し、令和元年12月から中間処理施設の破碎、選別を開始しております。今般、粗大ごみリサイクルや廃プラスチックの燃料化などの多様な廃棄物処理ニーズに対応し、合わせて既存処理施設の能力の拡充や更新を図るために、新たな処理施設を増築するものです。既存及び増築する施設の「構造、規模等」は記載のとおりです。

次の「処理施設」の「処理内容及び処理能力」の欄を御覧下さい。産業廃棄物の処理内容を示しております。増築後の1日あたりの処理量について、廃プラスチック類が220.2t、木くずが339.1tを予定しております。処理方法は破碎機による破碎です。なお、この他にもがれき類の破碎も行いますが、許可不要の処理量であるため、記載しておりません。

これまで破碎処理を行っていた廃プラスチック類、木くず、がれき類の3品目について、施設の増設により処理能力が増加し、廃プラスチック類、木くずの2品目については建築基準法の許可が必要となったものです。なお、一般廃棄物の処理能力も増加するため、これについても許可が必要となりますが、一般廃棄物処理施設の位置については栗原市都市計画審議会で審議されており、令和5年7月14日付けで都市計画上支障がない旨の答申を得ております。

次に、議案書の5ページをお開きください。上中央の栗原都市計画図を御覧ください。

赤丸が計画地を示しており、栗原都市計画区域の南西端に位置しております。築館総合運動公園や、東北自動車道築館ICから西へ3km程度のところに位置し、黄色に着色した一番近い第一種住居地域からは、南西へ3km余り離れております。その下の位置図を御覧願います。計画地の北側に同事業者の第1工場、第2工場があり、それぞれ法第51条ただし書許可を得て操業しております。次に右上の付近見取図を御覧ください。赤の太枠で示している範囲が今回の計画地です。周辺には、住宅や同事業者が運営する農業施設と第1工場が立地しております。

次に右下の配置図を御覧ください。青線で囲った範囲が既存建築物、緑線で囲った範囲が今回増築する建築物を示しています。増築するB棟内に設置する粗大ごみ処理施設では、搬入された粗大ゴミや大型ゴミを破碎し、再利用可能な資源に選別します。再生可能な資源は売却され、それ以外は別敷地の施設で最終処分されます。燃料化施設では、軟質系のプラスチックや粗大ゴミ処理施設から排出された残さを更に粉碎して燃料化し、工場などで石炭等の代替燃料として利用されます。また、屋外のがれき破碎機では、がれき類などを破碎して再資源化し、リサイクルコンクリートや製鋼原料として利用されます。搬出入は市道築館南沢線から行い、運搬ルートは、主に東北自動車道、国道4号線を利用する計画で、増築後は、搬入と搬出をあわせ1日あたり10台程度の増加を見込んでおります。施設の稼働時間は、粗大ごみ処理施設及び燃料化施設は午前8時から午後6時までの10時間、がれき破碎施設は午後4時までの8時間を予定しており、搬入時間は午前8時から午後6時までの10時間を予定しております。

6ページを御覧ください。当県では、建築基準法第51条ただし書許可の審査基準を定め、廃棄物処理施設の立地に関する審査を行っております。まず、立地場所の1について、当該施設が立地

する栗原市からは、市の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。4については、敷地周囲100mの範囲に50戸以上の住宅が連担した集落はありません。また、一番近い住居系の用途地域から3km余り離れております。5から7について、計画地に最も近い教育文化施設は、一迫商業高校で、北へ3.5km程度離れております。最も近い医療施設は3km程度、社会福祉施設は1km程度離れております。次に搬出入道路等の基準について、市道築館南沢線は、幅員7.0mであり、8と9の幅員等の基準に適合しております。また、築館小学校の通学路と一部重複していますが、学校付近は歩道が整備され、計画地付近はスクールバスでの送迎で対応しており、10の児童の通行に対しては安全が確保されています。

次に、当該施設の環境対策11から14について説明いたします。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて、施設の設置許可申請が既に大崎保健所に提出され、令和5年8月9日付で許可が下りております。その中で環境対策について審査がなされており、飛散防止については、屋外のがれき破碎機による作業時には散水等を行い、粉じんの発生を防止します。がれき破碎機以外の処理施設においては建屋内に設置し、粉じんが発生するおそれのある施設の周囲には、粉じん除去装置を設置し、吸引処理を行います。

次に騒音及び振動については、敷地境界線上の4カ所で予測評価を行い、宮城県公害防止条例に基づく基準値内であることを確認しております。なお、運搬車両の走行による影響については、1日あたり10台程度の増加見込みで、周辺幹線道路に対する交通量の増加率は最大でも1%未満となることから、騒音、振動への影響は軽微と考えております。水質については、水質汚濁防止法に基づく有害物質は排水されません。また、雨水については、敷地内の側溝等で集水後、油水分離槽及び防災調整池を経由して放流する計画となっております。悪臭については、悪臭の発生のおそれが高い廃棄物の受け入れは行いません。15の周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、令和4年9月7日及び令和5年1月27日に実施しておりますが、反対意見等は出ておりません。

以上で、議案第2390号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○増田議長 只今、事務局から説明がありましたが、御意見や御質問等ありますでしょうか。それでは、私から一点ございまして、今、建築基準法第51条を見ておりますが、ただし書の部分の特定行政庁に関し、県と市の関係がちょっと良く分からないのですが、先ほど、既存建物の位置については、市の都市計画審議会で審議したと説明があり、一方で本件は県の都市計画審議会で審議するという事について、説明をお願いします。

○事務局（高橋建築宅地課長） 都市計画法第15条において、産業廃棄物処理施設の他、広域の見地から決定すべき施設は都道府県が都市計画審議会に諮り許可を得ることとなっておりますが、一般廃棄物処理施設の部分については、市町村の都市計画審議会に諮り定めることとなっております。

○増田議長 処理する内容物によって、県と市町村とで役割が異なっているということでしょうか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○千葉委員 今、事務局から説明がありましたが、がれきについての処理基準能力について、許可不

要の処理量なので記載しなかったということですが、がれき破碎に伴う騒音についても基準値は満足されているのでしょうか。

○事務局（高橋建築宅地課長） まず、がれき類の破碎については既に許可を受けておりました、許可を受けた1.5倍の量を超える場合には改めて許可を申請していただくこととなりますが、その許可量を満たしていないということで今回は許可不要で処理することが可能です。騒音等については今回の環境対策として、審査基準の12番のところで騒音・振動等については評価しています。その評価の結果につきましては、騒音・振動とも宮城県が条例等で定める基準値以内ということを確認しております。

○千葉委員 繰り返しになりますが、がれき類の処理についても騒音基準については、基準値を満足しているということでしょうか。

○事務局（高橋建築宅地課長） それも含めて基準値を満足しております。

○増田議長 増築されて、処理量が増加しますが、増築後の騒音基準は、また改めて測定するのでしょうか。

○事務局（高橋建築宅地課長） 予測評価をした限りでは、基準値以内に入っております。

○増田議長 将来の運用の想定の中で、基準値を超えないということを確認しているということですね。他にどなたか御意見はありますでしょうか。もし無いようであれば、この件についてお諮りいたしたいと思えます。議案2390号について原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2390号：原案のとおり承認する。（賛成15名、反対0名）

議案第2391～94号 志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について 他3件

○増田議長 それでは、次に、議案第2391号「志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。なお、議案第2391号、議案第2392号、議案第2393号、議案第2394号は、関連した話題になりますので、まずは全体を通して説明を行い、採決・審議につきましては、全体の説明の後、最後に時間取って、まとめて行いたいと思えますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、個々の

審議に入る前に、全体に対する説明をしてもらいたいと思います。それでは、事務局から議案2391号から議案第2394号までの内容を御説明願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 議案の説明に入る前に「本県の都市計画区域」と「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について御説明いたします。画面のスライドを御覧ください。

スライド「2ページ」都市計画区域とは、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現状及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域のことであり、この都市計画区域の指定により、都市計画が行われ、更に関係法令が適用されることとなります。都市計画区域は市町村ごとの行政区域にとらわれるものではなく、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、指定することができることとなっております。次のスライドをお願いします。

スライド「3ページ」本県には12の都市計画区域があります。ピンク色で示している仙塩広域都市計画、石巻広域都市計画では、市街化区域と市街化調整区域を指定する、区域区分を定めております。紫色やオレンジ色で示している区域は区域区分を定めていない都市計画区域であり、今回の4つの議案は、こちらに該当します。12の都市計画区域の県全体に占める面積の割合は、約29%、人口の割合は約90%となっております。

スライド「4ページ」「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画の基本的な方針を定めるもので、都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた道筋を示すものです。都市計画区域において定められる都市計画は、この整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならないと都市計画法に規定されております。この方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めるもので、都市施設、市街地開発事業等については、おおむね10年以内に整備するものを示すこととなっております。

スライド「5ページ」整備、開発及び保全の方針の標準的な構成です。1点目は「都市計画の目標」で、人口と産業規模の現況及び将来の見通しを記載します。2点目は「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」を記載します。3点目は、「主要な都市計画の決定の方針」で、用途地域、地区計画等の土地利用に関するものや、道路・下水道等の都市施設に関するものなどについて、決定の方針を記載します。

それでは、議案第2391号「志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について御説明します。お手元の参考資料1ページをお開きください。まず始めに、平成29年に改定した「志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において推計した将来人口規模の検証と、今回の改定における将来人口規模の推計について御説明します。資料下段のグラフ1を御覧ください。平成29年の改定では、志津川都市計画区域の人口は、基準年である平成27年国勢調査人口の約4,900人から、20年後の令和17年には約3,600人と、約1,300人減少すると推計しておりました。これに対して、令和2年の国勢調査結果では、約3,700人となっており、当時推計した令和2年の約4,300人より約600人減少しておりました。これを踏まえ、今回の改定では、令和2年の人口を実績値の約3,700人とし令和2年以前の人口の実績値を基に傾きを算出して、目標年、令和22年の都市計画区域内の将来人口規模を約2,300人と推計しました。

グラフ2、3を御覧ください。前回改定時の基準年、平成27年と、今回改定の基準年、令和2年の行政区域人口に占める都市計画区域人口の割合は、平成27年が約39.6%、令和2年が30.3%と、9.3ポイント減少しています。また、平成27年から令和2年までの5年間で、行政区域人口は、約200人しか減少していないにもかかわらず、都市計画区域人口は約1,200人も減少しております。今後、当区域では、都市計画区域内の人口を、いかに維持していくかが課題のひとつであると考えております。

「2ページ」をお開きください。「2 前回改案した整備・開発及び保全の方針におけるおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」は、表に記載のとおり、全て完了しております。

以上の検証、確認などを基に、今回、整備、開発及び保全の方針の見直しを行いました。

続きまして、議案書別冊の「志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」を御覧ください。説明の中で申し上げるページ数ですが、資料の中央下と右下にページ数がある場合は、右下のページ数を読み上げさせていただきます。

「5ページ」をお開きください。「都市計画の目標」について記載しております。「①目標年次」は、おおむね20年後の令和22年です。「②都市計画区域の範囲及び規模」は、南三陸町の行政区域の一部である900haです。また、「都市計画区域のおおむねの人口」は、先程御説明したとおり、令和22年で、約2,300人としております。

「6ページ」をお開きください。「都市づくりの基本方針及び将来像」については、基本方針を資料下段の枠内の4点とし、これらを踏まえ、将来像を「人と自然が共生し安心で快適に暮らせるにぎわいのある水産都市のまちづくり」としております。

「7ページ」を御覧ください。将来都市構造を示しております。中心交流拠点として、図の中央にオレンジ色の丸で示したJR志津川駅周辺を、メモリアル拠点として、その左の緑色の丸で示した震災復興祈念公園周辺を、水産加工産業拠点として、下側に青丸で示した志津川漁港を、生活中心拠点として、赤丸で示した志津川東団地地区などをそれぞれ位置づけます。また、これらの拠点を結ぶ交通・連携軸として、三陸縦貫自動車道、国道45号及び主要幹線道路、JR気仙沼線などを位置づけます。土地利用については、オレンジ色の丸で示した中心交流拠点や、その上の赤丸で示した生活中心拠点の志津川中央団地周辺などの用途地域の範囲を市街地ゾーンに位置づけます。また、田園・集落共生ゾーンとして、黄色で塗られた地域を、自然環境保全・活用ゾーンとして、山間部等の緑色で塗られた地域をそれぞれ位置づけます。

「10ページ」をお開きください。「区域区分の決定の有無」ですが、本区域では都市規模が比較的小さく、かつ、人口が減少すると予測され今後も無秩序な市街化が進行する可能性が低いことから、区域区分を定めないものとします。

「11ページ」を御覧ください。主要な都市計画の決定の方針の「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、志津川地区の被災市街地復興土地区画整理事業により再整備された市街地では、用途地域や地区計画を活用した適切な土地利用の誘導を図りながら、都市活力の創出につながる土地活用を促進することにより、良好な市街地の形成を図るとともに、志津川中央・東・西地区等の防災集団移転促進事業等により高台移転した市街地では、周囲の自然と調和した良好な住環境の形成を図ることとしております。これらにより、市街化区域内人口の維持に取り組んでまいります。

「12ページ」をお開きください。「(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、自動車専用道路や国道、県道等の本区域の骨格を形成する道路と、それに接続する都市計画道路を活用し、総合的な交通ネットワークを形成することとしております。「(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」ですが、本区域の優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する山地、丘陵地、河川、海岸等の保全を図るとともに、復興事業等により整備した公園、緑地を保全していくなど、自然と共生する賑わいのあるまちづくりを目指します。

「13ページ」を御覧ください。「(4) 防災に関する都市計画の決定の方針」ですが、東日本大震災からの復旧・復興事業により、防潮堤や避難路の整備、高台移転等による居住地の安全性の確保などにより、災害に強く安全な都市構造への転換を行いました。加えて、近年多発する大型台風や集中豪雨に対して、地すべり対策事業や砂防事業、河川改修等を推進するとともに、流域のあらゆる既存施設を活用するなど総合的かつ多層的な水災害対策に取り組んでまいります。

以上で議案第2391号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

次に、議案第2392号「登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について御説明します。お手元の参考資料3ページをお開きください。資料下段のグラフ1を御覧ください。平成30年の改定では、基準年である平成27年国勢調査人口の約39,500人から、20年後の令和17年には約30,100人と、9,400人減少すると推計しておりました。これに対して、令和2年の国勢調査結果では、約40,800人となっており、当時推計した令和2年の約37,200人より3,600人増加しておりました。これを踏まえ、今回の改定では、令和2年の人口を実績値の約40,800人とし、それ以前の人口の実績値を基に、目標年令和22年の都市計画区域内の将来人口規模を約38,800人と推計しました。グラフ2、3を御覧ください。前回改定時の基準年、平成27年と、今回改定の基準年、令和2年の行政区域人口に占める都市計画区域人口の割合は、平成27年が48.2%、令和2年が53.7%と、5.5ポイント増加しています。また、平成27年から令和2年までの5年間で、行政区域人口は、約6,000人減少しているにもかかわらず、都市計画区域人口は約1,300人増加しております。このことから、都市計画区域への人口集約が進んだことがわかります。

「4ページ」をお開きください。前回改定時に位置付けたおおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業については、道路事業は概ね完了し、下水道及び河川事業は引き続き、完了に向け、事業を進めているところです。続きまして、議案書別冊の「登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)」を御覧ください。

「19ページ」をお開きください。「都市計画の目標」について記載しております。「①目標年次」は、おおむね20年後の令和22年です。「②都市計画区域の範囲及び規模」は、登米市の行政区域の一部である8,066haです。「都市計画区域のおおむねの人口」は、先程御説明したとおり、令和22年で約38,800人としております。

「21ページ」をお開きください。都市づくりの基本方針及び将来像については、資料中段の枠内の5点を、都市づくりの基本的な考え方とし、将来像を「自然環境や歴史文化とともに生きる生活圏・交流空間の形成」としております。

「30ページ」をお開きください。将来の都市構造を示しております。中核拠点として、図の中

央の赤丸で示した迫地域を、歴史・観光の地域拠点として、その右側の茶色の丸で示した登米地域を、集約的に居住する地域拠点として、黄色の丸で示した中田地域などを、主要な工業・業務地として、青丸で示した三陸縦貫自動車道登米 I.C. 周辺などをそれぞれ位置づけます。また、これらの拠点を結ぶ高速軸として、みやぎ県北高速幹線道路などを、圏域軸として、国道・主要地方道及び鉄道をそれぞれ位置づけます。土地利用については、中核拠点連携ゾーンとして、図中央のピンク色で塗られた地域を、田園・居住共生ゾーンとしてオレンジ色で塗られた地域を、田園環境ゾーンとして薄い黄色で塗られた水田地帯・農村集落地帯と、自然環境の保全ゾーンとして緑色で塗られた地域をそれぞれ位置づけます。

「31ページ」を御覧ください。「区域区分の決定の有無」ですが、本区域では、人口が減少すると予測されること、産業活動に伴い、都市的土地利用が著しく拡大する可能性は低いことなどから、区域区分を定めないとします。

「32ページ」をお開きください。主要な都市計画の決定の方針の「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、都市機能の計画的な整備誘導を図る一方で、田園環境を保全するエリアの位置づけを明確にし、都市機能と田園環境が共生する都市づくりを進めます。また、人口減少・超高齢社会においても持続可能で、コンパクトなまちづくりを推進していくため、立地適正化計画制度を活用し、地域の特性を活かして都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定める等、適切な土地利用を誘導していきます。

「37ページ」をお開きください。「(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、「①交通施設」については、広域高速交通を活かした地域の活性化、交流を促進していくため、I.C.へのアクセス性を強化する広域ネットワークの整備を促進するとともに、広域交通結節機能を向上させ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現とともに、誰もが気軽に利用でき、環境に優しい公共交通体系の確立を目指し、BRTを含む鉄道在来線の利便性の向上や住民ニーズに対応したバス交通の充実などを図ることとしております。

「39ページ」をお開きください。「②下水道及び河川」について、下水道は、公共下水道の整備計画に基づき整備を促進し、河川は、都市災害等に対する治水機能と景観機能や親水空間としての役割の維持を図りつつ、遊水機能を持つ緑地、農地の保全と併せて総合的な治水機能の強化に取り組むこととしております。

「42ページ」をお開きください。「(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」ですが、豊かな自然環境や広大な農地を維持するとともに、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落の居住環境を維持してまいります。

「44ページ」をお開きください。「(5)防災に関する都市計画の決定の方針」ですが、頻発化・激甚化する自然災害による被害を低減し、早期復興が図れるよう、災害に強い安全な都市構造への転換を図ることとしております。

以上で議案第2392号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

次に、議案第2393号「栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について御説明します。お手元の参考資料5ページをお開きください。

資料下段のグラフ1を御覧ください。平成30年の改定では、基準年である平成27年国勢調査

人口の約34,800人から、20年後の令和17年には約28,400人と、約6,400人減少すると推計しておりました。これに対して、令和2年の国勢調査結果では、約34,000人となっており、当時推計した令和2年の約33,600人より400人増加しておりました。これを踏まえ、今回の改定では、令和2年の人口を実績値の約3,4000人とし、それ以前の人口の実現値を基に、目標年令和22年の都市計画区域内の将来人口規模を約29,000人と推計しました。

グラフ2、3を御覧ください。前回改定時の基準年、平成27年と、今回改定の基準年、令和2年の行政区域人口に占める都市計画区域人口の割合は、平成27年が49.8%、令和2年が52.6%と、2.8ポイント増加しています。また、平成27年から令和2年までの5年間で、行政区域人口は、約5,300人減少しており、都市計画区域人口も約800人減少しています。今後、都市計画区域内の人口をいかに維持していくか、そして、都市計画区域外の地方部での人口減少をどうしていくかが課題の一つであると考えております。

「6ページ」をお開きください。前回改定時に位置付けたおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業については、道路事業は半分程度完了しており、下水道及び河川事業は引き続き完了に向け事業を進めているところです。

続きまして、議案書別冊の「栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」を御覧ください。「50ページ」をお開きください。「都市計画の目標」について記載しております。「①目標年次」は、おおむね20年後の令和22年です。「②都市計画区域の範囲及び規模」は、栗原市と登米市の行政区域の一部である9,141haです。「都市計画区域のおおむねの人口」は、先程御説明したとおり、令和22年で約29,000人としております。

「53ページ」をお開きください。都市づくりの基本方針及び将来像については、資料上段の枠内の5点を、都市づくりの基本的な考え方とし、将来像を「田園と栗駒山の緑に抱かれた、自然と暮らしが共生する北の玄関口となる生活圏の形成」としております。

「62ページ」をお開きください。将来の都市構造を示しております。中核拠点として図の中央の赤丸で示した築館地域を、歴史・観光の地域拠点としてその左上の茶色の丸で示した栗駒地域を、主要な工業・業務地として青丸で示した東北縦貫自動車道築館I.C.周辺地区などを、集約的に居住する地域拠点として黄色の丸で示した志波姫地域などを、産業・業務と生活を支える地域拠点として紫色の丸で示した若柳地域をそれぞれ位置づけます。また、これらの拠点を結ぶ高速軸として東北縦貫自動車道などを、圏域軸として国道・主要地方道及び鉄道在来線をそれぞれ位置づけます。土地利用については、中核拠点連携ゾーンとして図中央のピンク色で塗られた地域を、田園・居住共生ゾーンとしてオレンジ色で塗られた地域を、田園環境ゾーンとして薄い黄色で塗られた水田地帯・農村集落地帯を、自然環境の保全ゾーンとして緑色で塗られた地域をそれぞれ位置づけます。

「63ページ」をお開きください。「区域区分の決定の有無」ですが、本区域では、人口が減少すると予測されること、産業活動に伴い、都市的土地利用が著しく拡大する可能性は低いことから、区域区分を定めないものとします。

「64ページ」を御覧ください。主要な都市計画の決定の方針の「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、都市機能の計画的な整備誘導とその一方で、広大な田園地帯の開発抑制を図りつつ環境と共生するエリア形成を目指します。また、人口減少・超高齢化社会においても持続可能で、コンパクトなまちづくりを推進していくため、立地適正化計画制度を活用し、

地域の特性を活かして都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定める等、適切な土地利用を誘導していきます。

これらの対策により、都市計画区域内の人口維持を図るとともに、人口減少する地方部の持続的発展に取り組むこととしております。

「69ページ」をお開きください。「(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、「①交通施設」については、みやぎ県北高速幹線道路(仮称)栗原I.C.の整備などの交通ネットワークの結節機能を維持するとともに、各地域から交通結節点へのアクセス道路等の広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、交通結節機能の向上を図り、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を図ることとしております。

「71ページ」をお開きください。「②下水道及び河川」について、下水道は、公共下水道の整備計画に基づき整備を促進し、河川は、都市災害等に対する治水機能と景観機能や親水空間としての役割の維持を図りつつ、遊水機能を持つ緑地、農地の保全と併せて総合的な治水機能の強化に取り組むこととしております。

「73ページ」をお開きください。「(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」ですが、豊かな自然環境や広大な農地を維持するとともに、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導を進め、ゆとりある田園と共生する集落の居住環境を維持してまいります。

「75ページ」をお開きください。「(5)防災に関する都市計画の決定の方針」ですが、頻発化・激甚化する自然災害による被害を低減し早期復興が図れるよう、災害に強い安全な都市構造への転換を図ることとしております。以上で議案第2393号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

最後に、議案第2394号「大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について御説明します。お手元の参考資料7ページをお開きください。

資料下段のグラフ1を御覧ください。平成30年の改定では、基準年である平成27年国勢調査人口の約5,800人から、20年後の令和17年には約4,600人と、1,200人減少すると推計しておりました。これに対して、令和2年の国勢調査結果では、約5,700人となっており、当時推計した令和2年の約5,500人より200人増加しておりました。これを踏まえ、今回の改定では、令和2年の人口を実績値の約5,700人とし、それ以前の人口の実績値を基に、目標年令和22年の都市計画区域内の将来人口規模を約4,800人と推計しました。

グラフ2、3をご覧ください。前回改定時の基準年平成27年と、今回改定の基準年、令和2年の行政区域人口に占める都市計画区域人口の割合は、平成27年が69.3%、令和2年が73.0%と、3.7ポイント増加しています。また、平成27年から令和2年までの5年間で、行政区域人口は、約600人減少しており、都市計画区域人口も約100人減少しています。こちらの区域についても、今後、都市計画区域内の人口維持と区域外の地方部の人口減少への対応が課題の一つであると考えております。

「8ページ」をお開きください。前回改定時に位置付けたおおむね10年以内実施することを予定する主要な事業については、下水道及び河川事業について、引き続き完了に向け事業を進めているところです。

続きまして、議案書別冊の「大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」を御覧ください。

「８０ページ」をお開きください。

「都市計画の目標」について記載しております。「①目標年次」は、おおむね２０年後の令和２２年です。「②都市計画区域の範囲及び規模」は、大郷町の行政区域の一部である３，８３２haです。

「都市計画区域のおおむねの人口」は、先程御説明したとおり、令和２２年で約４，８００人としております。

「８２ページ」をお開きください。都市づくりの基本方針及び将来像については、資料下段の枠内の４点を、都市づくりの基本的な考え方とし、将来像を「ゆとりある快適な生活環境と産業が共生する生活圏の形成」としております。

「８８ページ」をお開きください。将来の都市構造を示しております。産業・業務と生活を支える地域拠点として図の中央の紫色の丸で示した大郷地域を、主要な工業・業務地として青丸で示した川内地区をそれぞれ位置づけます。また、これらの拠点を結ぶ圏域軸として主要地方道を位置づけます。土地利用については、田園・居住共生ゾーンとしてオレンジ色で塗られた主要地方道大和松島線と利府松山線の交差点を中心とした地域を、田園環境ゾーンとして薄い黄色で塗られた水田地帯・農村集落地帯を、自然環境保全ゾーンとして緑色で塗られた地域をそれぞれ位置づけます。

「８９ページ」を御覧ください。「区域区分の決定の有無」ですが、本区域では人口が減少すると予測されること、産業活動に伴い、都市的土地利用が著しく拡大する可能性は低いことなどから、区域区分を定めないものとします。

「９０ページ」をお開きください。

主要な都市計画の決定の方針の「（１）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、主要地方道大和松島線沿いに形成される中心地は、生活や都市活動の中心となる地域拠点とし、生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図った集約型の市街地を形成することとしております。これらの対策により、都市計画区域内の人口維持を図るとともに、引き続き、人口減少する地方部の持続的発展について検討してまいります。

「右下９２ページ」をお開きください。

「（２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、「①交通施設」については、既存の道路ネットワークを活かしながら、広域仙台都市圏及び県北地区の主要都市とのアクセス性の維持・向上などの、広域ネットワークの整備を進めるとともに、地域間の円滑な移動を確保し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を図ります。

「９３ページ」を御覧ください。「②下水道及び河川」について、下水道は、公共下水道の整備計画に基づき整備を促進し、河川は、都市災害等に対する治水機能の強化と景観機能や親水空間としての役割の維持充実に取り組むこととしております。

「９５ページ」をお開きください。「（４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」ですが、豊かな自然環境や広大な農地を維持するとともに、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落の居住環境を維持してまいります。

「９６ページ」をお開きください。「（５）防災に関する都市計画の決定の方針」ですが、頻発

化・激甚化する自然災害による被害を低減し、早期復興を図れるよう、災害に強い安全な都市構造への転換を図ることとしております。

以上で議案第2394号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 只今、事務局から議案の第2391号から第2394号について説明がありましたが、御意見や御質問等ありますでしょうか。

○吉田委員 いくつか御質問があります。一つは、今回の将来人口の見直しに基づく方針の改定ということで、特に登米市に関し、大きな上方修正があったのですが、想定よりも人口が増えた理由が分かっていたら参考までに教えていただきたいです。それから同じく登米市については御説明の中で立地適正化計画の策定が進んでいるという説明があったと思いますが、構想図の中では旧迫地区に市街地が形成されて、合併前の9町の拠点性があまり見えてこないのですが、人口が増えている中でも、立地適正化計画を策定し、旧迫地区への人口集積を進めようとしているのかについて併せてお伺いしたいです。

○事務局（中嶋都市計画課長） 立地適正化計画の御質問ですけれども、登米市においては今年度中に策定を予定しているということで、今、内容を精査しているところでございます。合併前の9町につきましては、旧迫町を中心として各町が連携し、道路等で繋がりながら町づくりを進めていくという方針の下で策定すると伺っております。登米都市計画域内の人口動向ですが、参考資料の3ページのグラフの2と3を比較して見ると、都市計画区域内の人口が1,300人増え、区域外の人口が7,300人減少しており、都市計画区域内に人口が集中していることが分かります。行政人口自体が減っている中でより多くの人口が都市計画区域内に集約されている結果が見て取れます。その中身につきましては、もう少し詳細に分析してみないと分かりませんので、迫町や9町単位でどういった変動があるか引き続き分析を行っていきたいと考えております。

○増田議長 今の件にも関係するのですが、過去の人口予測のトレンドは何年分くらいを見ているのでしょうか。

また、登米市がやや変わった動きをしているということですが、登米市の中で人々が動いているのか、それ以外の県域から震災の後、転入されている人がいるのか、いくつかの要因により人口が増えていると思いますが、その実態についてももう少し分かるように説明していただけると助かります。

○事務局（中嶋都市計画課長） 確認いたしますので、少しお時間をいただければと思います。

○増田議長 震災があって状況が大きく変わったので、どこまで過去のトレンドを考慮するかという部分は難しいところがあるかと思います。分かった段階で教えてください。

○吉田委員 いま、登米市の都市計画区域内の人口が回復してきたということについて、ひとつ考え

られるのが三陸自動車道の整備効果であり、その整備によって登米も仙台からの通勤圏に入ってきているのではないかと考えられます。同様に三陸自動車道の整備によって三陸道沿線地域のポテンシャルが対仙台との関係で大分上がってきていると考えられますので、仙台への一極集中とは言いながらも、三陸道沿線地域の定住化が今後もう少し進むように思えます。ぜひ、都市計画の中でそういった動きの呼び水になるようなプログラムを考えてもらえればと思います。そういう意味合いで、三陸自動車道の効果についてどの程度把握されているのか、分かるのであれば教えていただきたいと思います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 震災後に整備された三陸自動車道の整備効果は非常に大きいと考えております。実際にODを見てもないし正確な交通量は分かりませんが、仙台圏との結節のみならず、気仙沼本吉圏との結節もかなり強化されているのではないかと考えております。色々な既存の調査を利用しながら、その部分の分析については、検討していきたいと思っております。

○増田議長 今回は、議案で示された都市計画区域についての話題ですが、今、話に出てきたいくつかの圏域を横に繋ぐ形で調査や分析ができると将来の都市計画に結び付くのではないかと考えます。他に御質問ございますか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 先ほど吉田委員から御質問いただいた、過去の登米の人口トレンドを何年から何年まで取っているのかについてですが、平成7年から令和2年までの間のデータを使いまして将来予測をしています。

○増田議長 他にいかがでしょうか。先ほど登米がやや変わった動向を示すということでしたが、志津川についても、他の場所と比べて、町の人口が減る以上に都市計画区域内の比率を落としてしまっているという状況でした。一番は震災の後に、人々がかつての中心部から郊外に移住しまっているということだと思いますし、この問題にどのように対応すればよいのかは、中々答えが見えてこないところはあると思いますが、参考資料の最後の部分で「都市計画区域内の人口をいかに維持していくかが課題であると考えております」という一文があり、例えば災害危険区域の土地については居住が難しいという状況なので、例外的に算定から除いてみるというようなことも必要な気がいたしました。御意見があればお願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） 志津川都市計画区域の人口の動向は、参考資料のグラフの2と3を比べていただくとわかりやすいと思います。平成27年に12,400人が令和2年には12,200人になっている。全体としては、人口が微減となっている中で、特に都市計画区域の人口が1,200人減っています。これは人口規模の小さな行政体にとっては大きな数字かなと思っています。やはり、沿岸部の被災によって可住地が少なくなっている状況もございますし、その中で都市計画区域外の人口が1,000人増えているということも、他の都市圏と比べた際に、志津川の特異性なのではないかと思っています。先ほどの数字の集計の仕方、可住地の取り扱いをどうするかということも一つのテーマかなと思っています。各市町村における人口減少社会の進展にどう対処していくか、市町村、都道府県、国、それから本日御参集の皆さんの今後の行動が将来を変えてい

く力になると考えております。

○増田議長 実態と考え合わせると、都市計画区域自体を現状の住まいが多い方に持って行くというのも考え方としては無いわけではないですけども、そうするとかなり大きな区域設定の見直しということになりますので、今回はお示しいただいている案で諮ることとなりますが、そういった部分の議論も今後の動向を見ながらフォローしていくことは重要なかなと思います。他にいかがでしょうか。

○阿留多伎委員 登米に関する別冊資料右下17ページと、それから、栗原も同じ表現になっていますが、この県北の説明の中で下から5行目のところに広域大崎地域の拠点性と書いていますが、広域大崎地域というと大崎広域都市計画のエリアと勘違いする人が出てきてしまう気がするのですが、もっと広い栗原や登米も含めたエリアという意味で使われたと思いますが、広域大崎地域のエリアが少し狭く勘違いされる可能性があるのではないかと危惧しております。いかがでしょうか。

○増田議長 都市計画区域の名前と県が記載している地域の名前が、似通っており、誤解を招きかねないということでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） おっしゃるとおり、広域大崎地域とは、例えば登米に関する別冊資料右下18ページに県北地域の将来都市構造という図面がありまして、ここで示しております栗原都市計画区域、登米都市計画区域、大崎広域都市計画区域の三つを表していますが、確かに分かりづらい表現となっているので、ここについては工夫させて頂きたいとお思います。

○阿留多伎委員 ありがとうございます。それから、もう一点よろしいでしょうか。同じく、登米に係る別冊資料右下25ページに「良好な住宅地の供給を進める」という記載があると思いますが、市街地開発(住宅地開発)についての保留枠などの市街化区域の拡大という枠はとれていますか。それとも、市街化区域の中での住宅供給という意味になりますか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 登米都市計画区域は非線引きですので市街化区域、市街化調整区域という区分はありません。いろいろお聞きしている中では、大規模な市街地開発とか宅地開発はいまのところ予定されていません。

○阿留多伎委員 そうすると、割と細かい住宅供給というような意味で取ればよろしいでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい。おっしゃるとおりでございます。

○阿留多伎委員 同ページに「面的な整備事業導入による」とありますが、それほど大きな面的な整備ではないということですね。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい。併せて、将来的な方針も少し残しておこうということもご

ざいまして、このような表記にさせていただいております。

○阿留多伎委員 ということは、対象地区等の具体的な場所取りが出来ているわけではないということでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい。必要に応じて記載させていただいているので、具体的にこの地区がというのは今の時点ではございません。

○阿留多伎委員 分かりました。それは、栗原の方も同じでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい。

○山田委員 流れとして、最初の議案書に記載のある「保全の方針を次のように変更する」というところからスタートして、それぞれの保全の方針の案というのを示していただいておりますが、前回の案があってこの案に新たに追加されているのであれば、どこの部分に変更されたのかというのが、よく読み取れませんでした。通常は変更されたところに下線を引く等あると思いますが、または、今回、全く新規の案を作ったのか、その流れを把握出来ていないので教えていただきたいです。

○事務局（中嶋都市計画課長） 都市計画基礎調査を、概ね5年に一度行うと都市計画法に規定されております。これに基づきまして、前回の改定時から概ね5年後の、今回のタイミングで、前回の内容を基に時点修正等の書き換えを行っています。そのため、全く新しいものを作るというよりは、前回の整備、開発保全の方針の変更という位置づけになるかと思っております。新旧対照表は、事務レベルで作っております。今回は資料として用意はしていませんが、必要であれば各委員にお配りしたいと思っております。

○山田委員 分かりました。たとえば、5年毎に見直しをしていて、先の資料のように人口減少が予測より高かったり、低かったりなど、またはいろいろな自然災害が起こっているで今回お示しいただいている保全の方針に変更したのだろうなというのは分かったのですが、それによって過去から具体的にどこの部分に変更されたのかというのが、分かった方が良いのではないのでしょうか。最終的にどのような形式で公開されるのか分かりませんが、結果に基づいてこういう変更がされましたというのが分かるようにした方がよいのではないかと思います。

○増田議長 方針の変更なので、通常の何らかの変更のようにこの部分の数値が変わりましたというよりは、もう少し曖昧な表現の部分での変更等になっているという状況があると思っておりますので、今の議論を踏まえて人口の動態や市街地開発の状況を踏まえると、大きくはこの部分が変わっているというように、新旧対照表よりは、もう少しラフに、主な変更点のリストのようなもの示していただけたらと思います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 基本的には、これまでどおり、「整備、開発保全の方針の変更（案）」

が正式な資料になるという考え方でございます。新旧対照表については、委員の方にお配りすることはあります。今回は特に、前回改訂した整備、開発保全の方針の内容が5年若しくは、それくらい経った後にどうなっているのかをしっかりと検証するために、新たに参考資料を追加したところです。なお、参考資料については公開する予定でございます。今、お話のありました、前回の策定した整備、開発保全の方針の検証と今回の変更案と、その中で主な改訂事項という形式で変更したところがわかる資料については、別途用意したいと思っております。それについては、会長と相談の上、可能であれば公表したいと思っております。

○増田議長 他に質問ございますか。

○阿留多伎委員 登米に係る別冊資料右下41ページ(3)①の下から3行目のところに「低未利用地が介在している市街地」とありますが、市街地と市街地の間に低未利用地があるということなのか、大きな市街地の中に低未利用地が点在しているということなのか、どちらでしょうか。普通は、介在という言葉は、2つの市街地の間にあるときに使う言葉ではないかと思うので、いくつか散らばっているのであれば、介在というよりは点在している低未利用地という表現が合っているのではないかと思うので、どちらの意味で使っているか教えていただきたいです。

○事務局（中嶋都市計画課長） 「市街地の中に低未利用地が介在している」という表現で使用しておりますので、書き方が正しくなければ修正を検討します。

○阿留多伎委員 自分も国語辞典を見ながら話しているわけではないので、御確認をよろしくお願ひします。栗原に係る別冊資料右下72ページにも同じように「市街地の中に低未利用地が介在している」という表現があるので、あわせて検討をお願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） 分かりました、ありがとうございます。

○阿留多伎委員 もう一つが、登米に係る別冊資料右下37ページ中に迫地域の内環状線を造ることが書かれていますが、これは同資料右下45ページの保全の方針の付図で見ると、③の梅ノ木平柳線に繋がっていくような丸い環状線だと思ってよろしいでしょうか。具体的にどのあたりなのか、わかりにくいと思いました。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい、委員がおっしゃったように、梅ノ木平柳線に繋がるような、黄色に着色されている区域をぐるっと囲むような形で検討されている路線でございます。

○阿留多伎委員 まだまだ、できていないところが結構あるということでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい。

○阿留多伎委員 はい、分かりました。栗原に係る別冊資料ですが、右下61ページの「拠点の考え

方」に各地区の拠点のことが書かれていますが、石越は地域拠点に入らないのでしょうか。栗原に係る別冊資料右下61ページの「拠点の考え方」の「地域拠点」の部分に金成、若柳、栗駒及び志和姫は記載あるのですが、石越は拠点ではないという位置づけになっていると思ってよろしいでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 別冊資料右下62ページの「将来の都市構造」を見て頂きますと、右端に石越地域がございまして、黄色の丸で位置づけられています。石越地域につきましても、集約的に居住する地域拠点としてこの整備開発、保全の方針に位置づけているところがございます。

○阿留多伎委員 石越地域が除かれているように見受けられたので、一言書いていただいたほうがよろしいかなと気になったところです。ただ、別冊資料右下65ページの「特色ある商業地」には石越地域のことが書いてあるので、いいのかなとは思いますが、御検討いただければと思いました。

○増田議長 別冊資料右下61ページの「拠点の考え方」という部分では、石越地域について触れられていないので気になったということでしょうか。

○阿留多伎委員 そうです。それと、少し戻りまして別冊資料右下59ページの「広域圏への定住を促進する産業の振興」の（ア）で、東北縦貫自動車道 I.C を活かした産業集積拠点の形成の説明の中に、岩手県南部の工業団地との連携について、なにか一言入ってもいいのかなと思いました。いかがでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 御意見につきましては、一度市町村の方と意見交換をさせていただいて、それを踏まえて修正の要否を検討させていただきたいと思います。

○阿留多伎委員 はい、そうですね。ここで修正してくださいというよりは、せっかく県北にあるならば、岩手県南部は圏域としては繋がっているかなと思ったので意見しました。よろしくお願いいたします。

○事務局（中嶋都市計画課長） ありがとうございます。

○増田議長 他にいかがでしょうか、委員の皆さまから何か。千葉委員から手が挙がっております、お願いします。

○千葉委員 先ほどの志津川の都市計画区域のことで、参考資料を拝見していて、志津川という行政区域がクローズされているとすると、都市計画区域から単に都市計画区域外に千人ぐらい人口移動したということかと思って見ておりました。ついては、防災集団移転地区は都市計画区域の中に作られているのかを確認させてください。

○増田議長 本当はそうあるべきだったのでしょうけど。

○千葉委員 都市計画区域外に移転地区があるということなのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい。都市計画区域外には、例えば、歌津や戸倉がございます。

○千葉委員 まあ、それもいい部分だと理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい、都市計画区域自体は、行政区域16,340haのうちの900haであり、さほど大きくありません。都市計画という切り口ですので、どうしても都市計画区域内についての検証・検討になってしまうのですが、南三陸町については、先ほど会長のお話もあったように、もう少し広い視点で見る必要があると思っております。

○千葉委員 わかりました。先ほど会長が言った意味が今わかりました。ありがとうございます。

○増田議長 現地再建で近くの高台に上がった方は、別途、都市計画区域外に出ていったということはないと思うのですが、それ以外にも、中心部にお住まいだった方ができるだけ早く高所に移りたいときにどこか別のところに移住したということがあるので、色々なパターンがあると思いました。

○千葉委員 今後、志津川都市計画を考えるのであれば、広い意味でそういう分散した市街地みたいなものを結びつけるという考え方があってもいいのかなと思いました。これは都市計画区域を超えてしまうかも知れないけれども、その視点はあってもいいと思いました。もう一点、大郷の都市計画のところ、別冊資料右下91ページのところについて教えてほしいのですが、③の片括弧2の一番下のところに「自然災害の危険性が高い箇所においては、土地利用を規制する新たな区域の法指定により」と書いてあるのですが、どういう法指定をされるのか具体的なイメージがつかなかったので教えていただきたいと思いました。以上です。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい、新たな法規制につきましては、例えば土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域等を新たに設定するとか、そういったところでございます。

○千葉委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○増田議長 流域治水系の何らかの要素も関わってくる可能性があるということでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい。特定都市河川など、大郷はまさに、そういった動きが今あるところですので、これも含めて都市計画区域において必要な規制を行っていく必要があると考えています。

○増田議長 それでは他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。阿留多伎先生お願いします。

○阿留多伎委員 登米の別冊資料中2、3か所で新たなインターチェンジを設置したいということが書かれているのですが、この新たなインターチェンジというのはどのへんで、計画はどのくらいまで進んでいるか教えていただければと思います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 例えば別冊資料右下27ページでいいますと、「みやぎ県北高速幹線道路の新たなI.C.となる佐沼I.C.」という文章がございます。

○阿留多伎委員 別冊資料右下26ページ等の図で示されている佐沼、中田、登米I.C.はまだできていないのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 佐沼、中田、登米につきましては、もう既にI.C.ができております。佐沼I.C.等のという記載の「等」のところで読みます。

○阿留多伎委員 ということは、この3つ以外の新しいI.C.ではなく、この3つのことを新たなI.C.と言っているのですか。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい、その通りでございます。

○増田議長 今から新しく作られるもの、今後付け加えるもののように読めてしまうかもしれません。

○阿留多伎委員 新しく付け加えるように読めてしまったので、「新たに作られた」のように過去形で書いていただけると分かりやすいかと思います。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい分かりました。ありがとうございます。

○増田議長 他にいかがでしょうか。

○吉田委員 登米に係る別冊資料右下18ページにおいて図があり、栗原でも同様の図が使われています。この県北地域での将来ビジョンを現す構造図として、今回の見直しの中では非常に重要な構造図だと思うのですが、これは規定計画としてはどこで定められたのかを教えてください。もし県で今回独自に作られたのであれば、これを全面に引き出す形でこの区域の都市計画区域見直しの話が組み立てられると非常に分かりやすいなと思いました。さらにいうと、例えば登米に係る別冊資料右下26ページのように、同資料右下18ページの構造図をさらにブレイクダウンさせたような、各エリアの構造図が出来ているようですので、これを全部つなぐと具体的な県北エリアのビジョンになってくると思うので、是非全体像を示していただくと、今後の都市計画を考える上で分かりやすいと思いました。以上です。

○事務局（中嶋都市計画課長） はい。過去の整備、開発及び保全の方針は都市計画区域ごとに作っており、広域圏の位置づけ、考え方というのはありませんでした。しかしながら、近接する複数の

市町村、都市計画区域があることから、広域圏としての方向性が整備、開発及び保全の方針において必要だろうということで、前回、前々回ぐらいから広域圏の将来像をしっかりと書き込んだ上で、各区域の整備、開発及び保全の方針を作ろうということにしております。都市計画区域によっては隣接するところもありますし、隣接しないところもございますが、可能であれば、このように各広域的な都市計画区域の将来像を描いてから、各々の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を書くように、今後も努めてまいりたいと思います。

○吉田委員 はい。ありがとうございました。

○増田議長 中々この部分はトップダウンとボトムアップのどちらから考えるかという難しい話もあるかと思いますが、県北地域という一括りで、ある種のビジョンがまとまっているということで、書き方としては、今回、登米や栗原について、まあ大崎は別途で動いていたわけですが、それを連なるような形で、こんなことがありますというのを最初に書いていただくと分かりやすいかもしれません。少し序のところを御検討いただければと思います。

他にどなたか御意見はありますでしょうか。もし無いようであれば、議案をお諮りしたいと思います。議案第2391号、議案第2392号、議案第2393号及び議案第2394号について、今、御指摘のあった文言に関し少し修正があり得るかもしれませんが、原則として原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2391号：原案のとおり承認する。(賛成15名、反対0名)

議案第2392号：原案のとおり承認する。(賛成15名、反対0名)

議案第2393号：原案のとおり承認する。(賛成15名、反対0名)

議案第2394号：原案のとおり承認する。(賛成15名、反対0名)

○増田議長 以上で本日予定していた審議案件はすべて終了でございます。事務局から他に何かございますか。

○事務局(中嶋都市計画課長) 今年度末の都市計画審議会に付議する予定の、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のスケジュール、見直し方針及び将来人口推計について事前説明したいのですがよろしいですか。

○増田議長 次回だけでは説明しきれないので、頭出しをしておきたいということだと思っておりますので、少しお時間をいただいて事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、御説明させていただきます。

お手元の報告資料の3ページをお開きください。見直しに係るスケジュールですが、「仙塩広域都市計画区域整備、開発及び保全の方針」は、平成30年に見直しを行っております。今回行う見直しは8回目にあたり、令和3年度から実施している都市計画基礎調査に基づき素案を作成し、来年3月にこの審議会に附議し、5月の告示を目指しております。本件につきましては、非常にボリュームがある内容になりますので、都市計画審議会毎に少しずつ説明をさせていただければ幸いです。

「4ページ」をお開きください。

「本県を取り巻く情勢の変化」ですが、①「人口」については、令和2年の国勢調査の結果、宮城県人口は、230万1,996人となっており、平成12年をピークに減少傾向となっております。一方で、仙塩広域都市計画の市街化区域人口は141万7,443人となっており、平成27年の国勢調査時点より24,216人の増加となっております。②「災害」については、東日本大震災により被害を受けた多くの地域で、ハード事業が完了し、今後はソフト対策の推進が重要となっております。③「産業」については、仙塩広域都市計画区域の製造品出荷額は宮城県全体の54%を占め、今後も成長すると推測しております。また、三陸沿岸道路の全線開通などにより交通流動が大きく変化しており、新たな物流ルートが完成したことにより、三陸沿岸地域間への交通アクセスが向上しております。

「5ページ」を御覧ください。

「見直しの目的」ですが、現行の整備、開発及び保全の方針は、平成30年に策定しましたが、概ね5年を経過し、人口減少や少子高齢化のさらなる進展によって社会情勢が大きく変化しております。また、東日本大震災からの復旧復興事業が完了し、今後は内陸部も含めた「流域治水」の取り組みなどハードとソフトが一体となった防災対策も重要となっております。そして、本県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」が令和2年10月に改訂され、「富県躍進」を目指すことが示されております。以上のことを踏まえ、整備、開発及び保全の方針の見直しを行ってまいります。

「6ページ」をお開きください。

「見直しの方針」ですが、これについては、4点あります。はじめに、「①人口減少・超高齢社会においても持続可能でコンパクトなまちづくり」です。現行の整備、開発及び保全の方針は、前回の更新から5年が経過しており、人口減少、高齢化社会が更に進んだことから、引き続き多核連携集約型都市構造の形成を目指してまいります。「多核連携集約型都市構造」とは複数の拠点に施設等を集約し、その間が道路などのネットワークで円滑につながれている都市構造です。

次に、「②災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくり」です。津波浸水想定が見直しされたことから沿岸部の津波対策を引き続き推進するとともに、内陸部も含めた「流域治水」の取り組み等ハードとソフトを一体的に推進してまいります。

次に、「③「富県躍進」の実現に資する活力あるまちづくり」です。ものづくり産業の集積を引き続き促進し、産業拠点の形成と産業拠点間を有機的に結びつける道路交通ネットワークの拡充を図ってまいります。

最後に、「④緑豊かな美しい自然環境の保全とそれらと調和したまちづくり」です。既存市街地への一層の都市機能の集積を図るとともに、無秩序な市街地の拡大を抑制し、豊かな自然環境の保全を図ってまいります。

「8ページ」をお開きください。

「人口の現状及び将来の見通し」についてです。「人口の現状及び将来の見通し」を検討するフローを示しております。「新・宮城の将来ビジョン」の人口推計を基本とし、令和2年の実績値に合わせた補正を行い、本県全体の将来人口を算出します。そして、仙塩広域都市計画区域の構成市町村の行政区域、都市計画区域及び市街化区域のシェア率を推計し、今後対象となる市街化区域の人口を算出いたします。

「9ページ」をお開きください。本県の将来人口の推計です。

今回採用する推計ケースですが、令和2年の国勢調査の実績値が「新・宮城の将来ビジョン」の推計値を上回っていること、本県の現在の出生率が国の数値より下回り、国で推計する急激な回復ではなく緩やかな回復となることが見込まれること、現在も本県の人口動態は社会減による人口流出が続いており、社会減の解消は現状では見込まれにくいこと、以上より、緩やかに出生率が回復するケース2を採用することとします。

令和2年の国勢調査による本県の総人口230万2,000人は、「新・宮城の将来ビジョン」で推計していた令和2年の人口よりもうまわまっていることから、これと同様に令和12年の本県の総人口も、上振れ補正し、216万1,600人と推計しました。

「10ページ」をお開きください。

「新・宮城の将来ビジョン」の4つのケースと、赤実線の今回採用する将来人口をグラフにまとめたものです。

「11ページ」をお開きください。

仙塩広域都市計画区域内の人口の推計です。左下の図4のとおり、行政区域及び都市計画区域、市街化区域の過去の人口動向より、将来のシェア率を推計し、先ほど算出した本県の総人口から各区域の人口を算出します。これにより、令和12年の仙塩広域都市計画の市街化区域人口は、142万1,800人と推計しました。

「13ページ」に、仙塩広域都市計画の各区域の将来人口を記載しております。今回の見直しでは、令和12年の市街化区域の人口142万1,800人を「将来の市街化区域内に収容すべき人数」として取り扱ってまいります。以上、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のスケジュール、見直し方針、将来人口推計の説明でした。

次回以降は、「産業の現状及び将来の見通し」や「主要な都市計画の決定の方針」などについて御報告をしたいと考えております。報告は以上です。

○増田議長 どなたか確認しておきたい事はございますか。本件は本日の審議事項ではありませんが、何かあればお願いいたします。

それでは、1つ確認なのですが、例えば仙台市が仙台市の総合計画で人口予測を行ったりもしている中、各自治体の予測の値と、今回の県の値との調整はどのようにされているのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 予測は、本県の「新・宮城の将来ビジョン」をベースに各行政区域の人口、都市計画区域の人口、市街化区域の人口を算出しております。

○増田議長 そうすると、仙台市の都市計画マスタープランと値が異なることもあり得るのでしょうか

か。

○事務局（中嶋都市計画課長） 区域を細かくして分析していきますと、そういった部分が出てくる
かもしれません。

○増田議長 分かりました。県としては、今回、示された方法で推計しているということですね。他
に御意見ありますでしょうか。今回は意見交換というより、事前の説明ということですので、次回
以降、この人口推計等についても御意見があれば議論したいと思います。今日のところは、説明を
受けたということでもよろしいでしょうか。それでは、事前の説明については、以上のとおりにした
いと思います。今後、先ほどのスケジュール表に従って、この都市計画審議会に今回の内容を煮詰
めたものが付議される予定になっております。

それでは、以上で本日の会議を終了させていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

○事務局（工藤総括） 以上をもちまして、第205回宮城県都市計画審議会を終了いたします。
次回の開催日程につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

令和5年8月22日（火）午後4時 閉会

以上のとおり相違ないことを証する。

議事録署名委員

署 名 印

署 名 印